

特別徴収義務者 指 定 番 号	
--------------------	--

(お問い合わせの際は上記番号をお知らせください)

令和 6 年 度

町民税・県民税・森林環境税特別徴収に関するつづり

納税者に退職、転職等の異動が
あった場合には、すみやかに
給与所得者異動届出書を提出してください。
(給与支払報告書・特別徴収に
係る給与所得者異動届出書)

川根本町役場（税務住民課税務室）

〒428-0313

静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地

電話番号 0 5 4 7 - 5 6 - 2 2 2 3

このつづりの内容

1. 特別徴収事務の取扱い	P 1
2. 一括徴収税額・退職所得に係る町民税・県民税・森林環境税の納入方法について	P 5
3. 納入金額の訂正方法について	P 6
4. 納期の特例制度について	P 7
5. 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	P 8
6. 特別徴収税額通知受取方法変更届出書	P 9
7. ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	P 10
8. 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（5部）	P 11
9. 普通徴収から特別徴収への切替届出書（3部）	P 19
10. 特別徴収税額差引簿	P 24

納入取扱金融機関

川根本町役場・総合支所、静岡銀行、島田掛川信用金庫、大井川農業協同組合
各ゆうちょ銀行・郵便局（注2参照）

（注1） 上記の金融機関で送金された場合には送金手数料がかかりません。
（注2） 静岡・愛知・三重・岐阜県以外のゆうちょ銀行・郵便局に納入される場合は、このつづりにあるゆうちょ銀行・郵便局指定通知書にゆうちょ銀行・郵便局名を記入して、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。前年度より引き続き同じゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、「指定通知書」を提出する必要はありません。
（注3） 金融機関等の統廃合等により、名称が変更される場合があります。

特別徴収義務者 様

川根本町長

令和6年度 個人町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

平素、町民税・県民税の特別徴収につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条及び同法第321条の4並びに川根本町条例第45条の規定によって、あなたを本年度町民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定させていただきました。次頁以降の書類により徴収及び納入について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税義務者の便宜をはかるため、地方税法並びに町税条例の規定によって**納税者が1年間に納めなければならない町民税・県民税・森林環境税の税額を、12分の1ずつに分けて（6月から翌年5月まで）毎月の給与支払の際に各納税者から月割額を徴収して取りまとめるうえ、納入していただく制度をいいます。**

ただし、特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下の納税者については、6月に支払をする給与（最初に徴収すべき月の給与）から全額を徴収していただきます。

2. 特別徴収義務者とは

本年4月1日現在における納税義務者に対し、給与または退職手当等の支払をする**所得税の源泉徴収義務者を地方税法並びに町税条例の規定により、町民税・県民税の特別徴収義務者として指定することになっております。特別徴収義務者は特別徴収税額の通知書により、給与等から町民税・県民税・森林環境税を徴収し納入していただく義務を負っていただくこととなります。**

退職所得分にかかる町民税・県民税についても、退職手当等の支払時に町民税・県民税の所得割額を徴収し納入していただくことになります。

3. 納税者への通知書交付

- ① 同封の「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を直ちに本人に交付してください。

退職等（退職、転勤、長期欠勤及び休職、死亡、会社解散等）の理由によって**交付できない方がいる場合には、すみやかに別紙の「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を御記入のうえ、その方の「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」と併せて提出してください。**

- ② 特別徴収税額の通知後に「**特別徴収税額の変更通知書**」を受け取ったときは、変更になった月割額によって徴収し、納入してください。

また、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」が同封されていた場合は直ちに本人へ交付してください。

- ③ 納税者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっておりますが、納税者が給与所得以外の所得を普通徴収として希望される場合は、その旨を遅くとも3月末日までに申し出てください。

4. 特別徴収税額の納入方法

- ① 徴収方法は、月割額を毎月給与の支払をする際に各納税者より徴収して、別冊「納入書」により**翌月10日**（休日、土・日曜日の場合は翌営業日）までに金融機関に納入してください。

なお、取扱金融機関については、表紙裏面下側を参照してください。

- ② 退職所得に係る町民税・県民税の納入については、退職手当の支払の際、支払者（特別徴収義務者）が税額を計算して徴収し、別冊「納入書」の退職所得分欄および裏面の納入申告書に所要事項を記入のうえ徴収した日の翌月 10 日（休日、土・日曜日の場合は翌営業日）までに納入してください。

5. 納期限までに納入されなかった場合

納期限までに納入されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 14.6 パーセント（平成 26 年 1 月 1 日以降の期間（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間を除く。）については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定にする平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合。納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント（延滞金特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した延滞金）が加算されます。この場合における年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

翌年 1 月 1 日以降については、この割合が変更となる場合がありますので御注意ください。

また、督促状が發布されますと 100 円の督促手数料も追加され、この督促状を交付した日から起算して 10 日を経過した日までに未納に

係る徴収金を完納しない場合には延滞処分を受けることになりますので、納期限までに必ず納入されるようお願いします。

6. 納税義務者が退職、休職、転勤等により異動した場合

- ① 納税者に退職、休職、転勤等による異動があった場合には、別紙の「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記入して、異動のあった月の翌月 10 日までに必着でお願いします。この提出が遅れますと退職者、転勤者の分まで誤って特別徴収義務者の滞納となったり、町の事務処理が遅れる結果、納税者が一度に多額の町民税・県民税を納めることになりますので、遅滞なく提出してください。

- ② 退職、休職等の異動によって特別徴収ができなくなった税額（未徴収税額）は、納税者個人が普通徴収の方法で、異動があった月の後に到来する納期（8 月、10 月、1 月）に分けて納税通知書により納入していただくことになっておりますが退職者等で 10 月 10 日までに異動届出書が町に到着しない場合は退職後に到来する 1 回だけの納期（1 月）で全額を納付していただくことになりますので、10 月以降の異動の場合には、納税者の了解を得て未徴収税額を退職時に支払をする給与・退職手当等から徴収し納付して下さるようお願いいたします。

なお、翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職した方については未徴収税額を納税者の申し出に関係なく 5 月 31 日までに支払われるべき給与・退職手当等を支払う際、必ず未徴収税額を一括徴収し納入していただくことになっておりますので、十分ご留意のうえよろしくお願いします。

7. 退職金が支払われた場合

退職所得に対する町民税・県民税の税額の計算および徴収は、退職手当の支払者が行い、退職手当の受給者が本年1月1日現在お住まいの市区町村に、申告し納入していただくことになっております。

- ① 納税義務者
- 退職手当等の支払を受ける方で、**退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在の住所が川根本町にある方です。**
- ② 税額の計算方法

退職手当等の支払金額

－

退職所得控除額

×

1

2

=

退職所得の金額

退職所得の金額	×	税 率		＝	税 額	
		町民税 6 %	県民税 4 %		町民税額 A	県民税額 B

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20 年まで	40 万円 × 勤続年数
20 年を超える場合	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 − 20 年)
※1 控除額が 80 万円に満たないときは 80 万円。 ※2 障害退職の場合は 100 万円加算されます。 ※3 勤続年数が 5 年以内の法人役員等については、2 分の 1 を乗じる措置を廃止したうえで計算します。	

- ③ 特別徴収票
- 特別徴収票は退職所得の源泉徴収票と同一用紙で3部複写になっていますので、その内、左下端に市町村提出用とあるものを**退職後1ヶ月以内**に提出してください。
- なお、特別徴収票は管轄の税務署または税務住民課まで、御請求ください。
- ④ 納入方法
- 特別徴収税額納入書に所要事項を御記入のうえ（裏面の**納入申告書も必ず記入してください。**）、徴収した月の翌月10日（休日、土、日曜日の場合は翌営業日）までに納入してください。
- なお、納入書がない場合は税務住民課税務室まで、御請求ください。

納入書を下図のように訂正してください。給与所得者異動届出書および退職所得の源泉徴収票もすみやかに提出してください。

[illegible]

支 払 者	住所又は居所	川根本町下長尾 432/				世帯主の名及びその続柄			
	平成 30 年 1 月 1 日現在の住所	同 上							
	氏 名	(役職名)	営業課長 川根本太郎				太郎本人		
区 分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額			
		千 円		千 円		千 円		千 円	
所得税法第 201 条第 1 項第 1 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分		7,000.00		25.00		27.00		18.00	
所得税法第 201 条第 1 項第 2 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 2 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 2 号適用分									
所得税法第 201 条第 3 項並びに 地方税法第 50 条の 6 第 2 項及び 第 328 条の 6 第 2 項適用分									
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日			
600 万円		15 年		〇〇年 9 月 1 日		〇〇年 8 月 31 日			
(摘要)									
支 払 者	住所（居所） 又は所在地	川根本町上長尾 1234							
	氏 名 又 は 称	株式会社〇〇商事							
整 理 欄		①		②					

町 民 税		納 入 申 告 書	
静岡県川根本町長 殿			
令和〇〇年 9 月 3 日 提出			
		令和〇〇年	9月分
		人 員	/ 人
退 職 手 当 等 支 払 金 額		十 百 千 十 百 千	十 百 千
		7	0
		0	0
		0	0
		0	0
特 別 徴 収 税 額		十 百 千 十 百 千	十 百 千
町 民 税		2	7
県 民 税		1	8
		0	0
		0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所又は 〒 428-03/3		株式会社 ○△商事	
所 在 地			
川根本町上長尾 / 234			
氏名又は 名 称		株式会社 ○△商事	
株 式 会 社 ○ △ 商 事			
電 話		— —	

静岡県川根本町		個人市民税 個人県民税 森林環境税	納入済通知書	㊦
市区町村コード		口座番号	加入者名	
2 2 4 2 9 4		0084013-961055	川根本町会計管理者	
00250904083000130000000010				
年 月 分 指 定 番 号			納入金額(1)	円
3 0 0 9 0 8 3 0 0 0 1 3			279,600	
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納入 金額(2)の欄を機械で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (分を含む)	千 百 十 千 百 十 千 百 	
		退職 所得分		
		延滞金		
		督促 手数料		
		合計額		
納期限 令和00年 10月 10日		取 引 主 体 名 称 ゆうちょ銀行名古屋年金事務センター (〒469-8794)		
領収日付印		(特別徴収義務者) 住 所 又は 所在地 428-03/3 川根本町上長尾1234 氏 名 又は 名 称 株式会社〇△商事		

特別徴収税額に変更があった場合は、お手数ですが、すでに送付してあります納付書に印字された納入金額を、下記の例のように訂正してお支払ください。

【例】 8月分の特別徴収税額を24,000円から30,000円に訂正する場合

〒 428-0411
川根本町千頭 9816
赤石建設 株式会社

特別徴収税額			349500	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額		人数	納付額		
月割額	6月分	2	25500	12月分	3	30000	
	7月分	2	24000	1月分	3	30000	
	8月分	3	30000	2月分	3	30000	
	9月分	3	30000	3月分	3	30000	
	10月分	3	30000	4月分	3	30000	
	11月分	3	30000	5月分	3	30000	
(備考)							

川根本町長

(注) * 〒記号は記入しないでください。
* 納入書及び納入済通知書も同様に訂正してください。
* 数字は機械で読み取りますので、はっきりした数字で記入してください。

静岡県川根根本町			個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 ㊟																		
市区町村コード			口座番号		加入者名																		
2 2 4 2 9 4			00840-1-961055		川根本町会計管理者																		
令和〇〇年 8月分			指定番号		納入金額(1)																		
			8 / 7 6 3 / 1		24,000 円																		
納入すべき金額が左記と異なる場合には、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			給与分 (一任費等) (労基費等)	<table border="1"> <tr> <th>億</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>		億	千	百	十	万	千	百	十	円					3	0	0	0	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円															
				3	0	0	0	0															
納期額 令和〇〇年 9月/0日			納入																				
			退職所得分																				
			延滞金																				
			督促手数料																				
(2)			合計額	<table border="1"> <tr> <th>億</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>		億	千	百	十	万	千	百	十	円					3	0	0	0	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円															
				3	0	0	0	0															

4. 納期の特例制度について

給与の支払を受ける方が常時10人未満の事業所等については、所得税の源泉徴収と同様に「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。これは納入手続きの簡素化のため、納期を年2回に分けて、つまり6月から11月までの月割額については12月10日（休日・土・日曜日の場合は翌営業日）までに、12月から翌年5月までの月割額については6月10日（休日・土・日曜日の場合は翌営業日）までに、それぞれ納入することができる制度です。

前年度に特例を申請していただいた事業所は、本年度も継続して特例が適用されます。新規で特例を申請する場合は「町民税・県民税・森林環境税特別徴収に係る納期の特例申請書」を納期限前までに提出してください。（用紙は、川根本町役場税務住民課まで御請求ください。）

なお、次のような場合には、申請の却下または取消しとなることがあります。

1. 従業員等給与の支払を受ける方が、常時10人未満であると認められないとき。
2. 現在、事業所に町税の滞納がある場合。

※町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

[illegible]

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。
◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

變更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項		変 更 前 (旧)								変 更 後 (新)						
フリガナ																
所 在 地		〒								〒						
フリガナ																
方 書																
フリガナ																
名 称																
電 話 番 号																
関係書類送付先 〔上記所在地と異なる場合に記入してください〕		〒								〒						
変更理由 〔該当の□にレを記入してください〕		1. 名称変更 □社名変更 □合併による変更 (□旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併された) □分割による変更 □その他 () 2. 所在地変更 □事務所等が移転(登記簿変更有) □送付先変更(登記簿変更無) □その他 () 3. その他 □徴収の一本化 □事務所等の廃止 □事業の休止 □事業の廃止 □その他 ()														
合併・吸収及び分割の場合に記入してください		合併・吸収先の名称									特別徴収義務者 有 () ・ 無					
		法 人 番 号									指 定 番 号					
		合併・吸収・分割後の指定番号									合併・吸収・分割後の納入開始時期					納付書
		1. 旧特別徴収義務者の指定番号 () を継続使用する。 2. 合併・吸収・分割先の指定番号 () を使用する。 } 理由が2.3.の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください 3. 新規に指定番号を取得する。									令和 年 月分 納期 (月 日) から納入予定					

(注) 合併の場合は、「給与支払報告書／特別徴収に係る給与所得者異動届出書」も、必ず提出してください。

※ 町 処 理 欄	償 却	法 人	軽 自	起 案 者
宛名管理を修正して よろしいか				

6. 特別徴収税額通知受取方法変更届出書

令和__年__月__日 提出 (宛先) 川根本町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____												eLTAX利用者ID		
		名称 (氏名)													特別徴収義務者 指 定 番 号		
		代表者 職 氏													担当者 連絡先	所属	
		法人番号														氏名	
															電話		

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。				変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。			
受取方法 (特別徴収義務者用)	☐	電子データ	☐	書面	☐	電子データ	☐	書面
受取方法 (納税義務者用)	☐	電子データ	☐	書面	☐	電子データ	☐	書面
通知先 メールアドレス								

【注意事項】

※アルファベットの大文字の^{アイ}l、小文字の^{エル}l、大文字の^{オー(大)}O、小文字の^{オー(小)}o、数字の0、1、記号の^{ハイフン、アンダーバー}‐、_など判別しにくい文字にはフリガナを付けてください。

- 1 eLTAXを介して給与支払報告書を提出した際に選択した特別徴収税額通知の受取方法等を変更したい場合は、必要事項を記入の上、郵送にてご提出ください。
- 2 年度1回目の決定通知(5月10日頃発送予定)の受取方法の変更を希望する場合は、4月10日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 3 「電子データ」を選択した場合、特別徴収税額通知は電子データによる通知書のみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 4 「書面」を選択した場合、特別徴収税額通知は書面による通知書のみ送付し、電子データによる通知書は送信しません。

【提出先】

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627番地 川根本町役場 税務住民課 税務室 (TEL 0547-56-2223)

7. ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

ゆうちょ銀行・郵便局指定依頼書

年 月 日

川根本町長

特別徴収義務者

所在地

名 称

指定番号

下記ゆうちょ銀行・郵便局を町民税・県民税・森林環境税特別徴収納入取扱いゆうちょ銀行・郵便局として指定してください。

所在地	
名 称	ゆうちょ銀行 店 郵便局

※ 右側の通知書はゆうちょ銀行・郵便局名を記入し直接ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。
なお本書は内容を記入のうえ税務住民課宛に送付してください。

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行 店 各店長 様

郵便局長 様

静岡県榛原郡川根本町長



貴店を地方税法 第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱い店・局に指定しましたので通知します。

- 口座番号 00840-1-961055
- 加入者の名称 川根本町会計管理者
- 取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

8. 給与所得者異動届出書

納税者に異動(退職・転勤等)があった場合は、別紙異動届出書(川根本町提出用)を**異動のあった月の翌月10日に必着**でお願いします。

※一括徴収のお願い

6月1日から12月31日までに納税者が退職した場合、残税額を納税者の利便と納税の円滑化のために納税者の了解を得て、退職時に支払う給与または退職手当等から一括して徴収し納入して下さるようお願いします。

なお、**翌年1月1日以降の退職者**については、地方税法の規定により本人の申し出に関係なく**一括徴収**していただきます。

〔特別徴収に係る給与所得者異動届出書〕

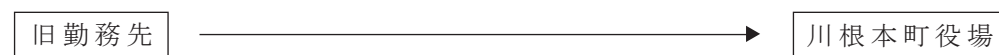
◎記入上の注意

1. 納税者に異動（退職・転勤等）があった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項をご記入のうえ、**異動のあった月の翌月10日に必着**でお願いします。転勤等で引き続き特別徴収を行う場合は、新勤務先と連絡を取り合った後、新勤務先に回送してください。

- A. 転勤等（新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合）



- B. 退職等（A以外の場合）

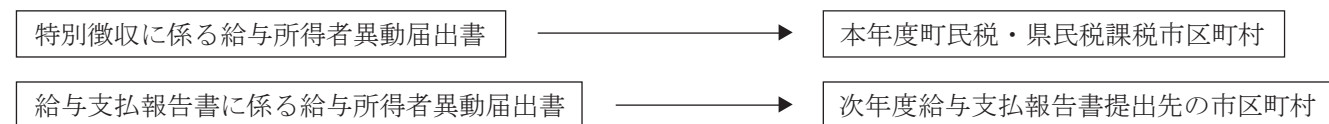


2. 月割額の徴収は、退職・転勤等で異動があった場合、異動のあった日の属する月の月割額まで徴収してください。
3. 一括徴収の場合は、一括徴収欄に記入して徴収してください。なお、12月31日までに退職したときは、納税者の申し出により残税額を一括徴収することができます。納税者の便宜をはかるためにも、納税義務者の了解を得て、退職時に全額納入していただけるようお願いいたします。
翌年1月以降退職したときは、必ず一括徴収してください、（給与または退職手当等が残税額を下回るときは、一括徴収できません。）
4. 町民税・県民税が課税されていない方でも、「特別徴収税額の通知書」に記載されている方は必ず提出してください。

〔給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書〕

◎記入上の注意

1. 給与支払報告書に記載されていた給与の支払を受けている方のうち、1月以降の異動（退職・転勤等）で4月1日現在給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」に必要事項をご記入のうえすみやかにご提出ください。「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と用紙を兼ねていますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出している場合は提出の必要はありません。
2. ただし、本年度町民税・県民税課税地と次年度給与支払報告書の提出先が異なる場合で翌年1月以降異動があった場合は、下図のとおり提出してください。



3. 給与支払報告書を提出した方は、給与等の額が少額の方でも1月以降異動があれば必ず提出してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(川根本町提出用)記入例

給与支払報告書 特別徴収										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
川 根 本 町 長				給 与 支 払 者 〔 特 別 徴 収 者 〕	所 在 地		〒428-03/3 川 根 本 町 上 長 尾 1234				特別徴収義務者 指 定 番 号		8300013				
令和〇〇年 10月 3 日提出					フリガナ		カブシキガイシャ 〇△ショウジ				宛 名 番 号						
					氏名又は名称		株 式 会 社 〇 △ 商 事				担 連 当 紹 者 先		所 属		給 与		
					個人番号 又は法人番号		1234567890123				※個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏 名		茶 畑 み どり		
						個人番号		1234567890123				電 話		(012) 345-6789 内線 ()			
A 欄		フリガナ		カワネホン タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		氏 名		川 根 本 太 郎													
		生年月日		昭和 平成 55 年 4 月 1 日													
		個人番号		567890123456													
受給者番号																	
得 者		1月1日 現在の住所		川根本町下長尾 4321		96,000 円		6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで		〇〇 年 9 月 30 日		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)	
異動後の 住 所		同 上						32,000 円		64,000 円							
1. 特別徴収継続の場合																	
B 欄		特別徴収義務者 指 定 番 号		〒428-04/4		(新規)		法 人 番 号		3456789012345		新しい勤務先へは、月割額 8,000 円を 10 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
		所 在 地		川 根 本 町 東 藤 川 3456		担 当 者 連 絡 先		所 属 氏 名				受 給 者 番 号					
		フリガナ		オンセンショウカイ カブシキガイシャ		電 話				納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要					
		氏名又は名称		温 泉 商 会 株 式 会 社													
2. 一括徴収の場合																	
C 欄		理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		11 月 10 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		64,000 円		左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。			
3. 普通徴収の場合																	
D 欄		理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※印の欄は届出者において記載する必要はありません。		※ 住 民 コー ド									
								徴 収 区 分		普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普							
								異 動 事 由		退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括							
								更 生 計 算 区 分		転勤・退職・一括							
								決 定 ・ 開 始									

該当する番号を記入してください。

1. 特別徴収継続
転勤等により未徴収税額を新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合。

2. 一括徴収
未徴収税額を事業所において、退職者等から全額徴収し、他の徴収税額と一緒に納付する場合。翌年の1月以降の退職者等については、必ず一括徴収してください。

3. 普通徴収
未徴収税額を退職者が直接納付する方法に切り替える場合。翌年の1月以降の退職者等については原則的に普通徴収は不可能となり全て一括徴収していただきます。

転勤、再就職等により異動後の新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、A欄の事項を記入後、新勤務先に回送しB欄に記入のうえ、川根本町役場税務住民課まで提出するよう御連絡ください。

※異動届は、退職や転勤等があった翌月の10日に必着でお願いします。また、御不明な点がございましたら下記まで御連絡ください。

川根本町役場税務住民課税務室 TEL 0547-56-2223

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

提出日

年 月 日

個人番号

氏 名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名 称

所在地

提出日

年 月 日

個人番号

氏 名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名 称

所在地

切り取り線

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

川根本町長

令和 年 月 日提出

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号

宛 名 番 号

担連当絡者先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

A欄

給与所得者

フリガナ

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所

異動後の住所

(ア)特別徴収税額(年税額)

(イ)徴収済額

(ウ)未徴収税額(ア) - (イ)

異 年 月 日 動

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収(本人納付)

B欄

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

法人番号

担当 者 連 絡 先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

C欄

2. 一括徴収の場合

理由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

月 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額)

円

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

D欄

3. 普通徴収の場合

理由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

住民コード

徴収区分

異動事由

更生計算区分

決定・開始

普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普

退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括

転勤・退職・一括

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

提出日

年 月 日

個人番号

氏 名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名 称

所在地

切り取り線

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

川根本町長

令和 年 月 日提出

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者
給与支払者

特別徴収義務者
指 定 番 号

宛 名 番 号

担連当絡者先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

A欄

給与所得者

フリガナ

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所

異動後の住所

(ア)特別徴収税額(年税額)

(イ)徴収済額

(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)

異 年 月 日 動

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収(本人納付)

B欄

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指 定 番 号

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

新 規

法 人 番 号

担 当 者 連 絡 先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載)

右から番号を記入

1. 必要 2. 不要

C欄

2. 一括徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

月 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額)

円

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

D欄

3. 普通徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

※ 町 記 入 欄

住 民 コー ド

徴 収 区 分

異 動 事 由

更 生 計 算 区 分

決 定 ・ 開 始

普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普

退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴代替・一括

転勤・退職・一括

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

提出日

年 月 日

個人番号

氏 名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名 称

所在地

控

1 退職
2 転職
3 休職・長欠
4 死亡
5 支払少額・不定期
6 合併・解散
7 その他
()

月分まで
徴収済

(一括徴収の場合)
月分で納入

切り取り線

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

川根本町長

令和 年 月 日提出

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者
給与支払者

特別徴収義務者
指 定 番 号

宛 名 番 号

担連当絡者先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

A欄

給与所得者

フリガナ

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所

異動後の住所

(ア)特別徴収税額
(年税額)

(イ)徴収済額

(ウ)未徴収税額
(ア) - (イ)

異 動 日

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1. 退職
2. 転職
3. 休職・長欠
4. 死亡
5. 支払少額・不定期
6. 合併・解散
7. その他
(事由・理由)

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

B欄

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者
指 定 番 号

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

新 規

法 人 番 号

担 当 者 連 絡 先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

C欄

2. 一括徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)

月 日

円

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

D欄

3. 普通徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

※ 町 記 入 欄

住 民 コー ド

徴 収 区 分

異 動 事 由

更 生 計 算 区 分

決 定 ・ 開 始

普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普
退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括
転勤・退職・一括

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

提出日

年 月 日

個人番号

氏名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名称

所在地

切り取り線

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

川根本町長

令和 年 月 日提出

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者
給与支払者

特別徴収義務者
指 定 番 号

宛 名 番 号

担連当絡者先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

A欄

給与所得者

フリガナ

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所

異動後の住所

(ア)特別徴収税額(年税額)

(イ)徴収済額

(ウ)未徴収税額(ア) - (イ)

異 年 月 日 動

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収(本人納付)

B欄

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指 定 番 号

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

新 規

法 人 番 号

担 当 者 連 絡 先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

C欄

2. 一括徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

月 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額)

円

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

D欄

3. 普通徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

※

町

記

入

欄

住 民 コー ド

徴 収 区 分

異 動 事 由

更 生 計 算 区 分

決 定 ・ 開 始

普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普

退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴代替・一括

転勤・退職・一括

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

提出日

年 月 日

個人番号

氏 名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名 称

所在地

提出日

年 月 日

個人番号

氏 名

異年月動日

異動事由

徴収状況

転勤先

名 称

所在地

1 退職・転職・長欠・死亡・支払少額・不定期合併・解散その他

月分まで徴収済

一括徴収の場合

月分で納入

転勤先

名 称

所在地

切り取り線

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者
指 定 番 号

宛 名 番 号

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

川根本町長

令和 年 月 日提出

給与支払者
特別徴収者

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号
又は法人番号

個人番号の記載に当たっては、
左端を空欄とし右詰めで記載

フリガナ

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日
現在の住所

異動後の
住 所

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

異 動 日

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者
指 定 番 号

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

新 規

法 人 番 号

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)

月 日

円

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

住民コード

徴収区分

異動事由

更生計算区分

決定・開始

普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普

退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括

転勤・退職・一括

9. 普通徴収から特別徴収への切替届出書

年の途中に就職者等があり特別徴収を開始する場合は、すみやかに別紙「普通徴収から特別徴収への切替届出書」に所要事項を記入し提出してください。

ただし、翌年1月から5月までの間に就職した人及び切替を希望する人については、翌年度6月から特別徴収となります。

普通徴収から特別徴収への切替届出書（川根本町提出用）記入例

異動される納税者が普通徴収の何期分まで納めていただいたか、また、その合計額も記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

(あて先)
川根本町長
 令和〇〇年7月4日提出
 (特別徴収義務者)

所在地
〒428-0411 川根本町千頭 9876
 フリガナ
アカシケンセツ カブシキガイシャ
 代表者の職氏名
赤石 太郎

※町記入欄		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	83000/3 新規			
法 人 番 号				
この届出に係る連絡先	係 氏 名	給与 森林和男		
	電 話	(0547)59-0000		
指定番号事前通知	要・不要	納入書	要・不要	

◎ (ア) 及び (イ) の金額は、本人宛に送付された「本年度 町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。
 ◎ 翌年度以降の町県民税に係る場合は、必ず特別徴収義務者の法人番号を記入してください。

給 与 所 得 者	(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	特別徴収開始予定日
フリガナ カワネホンサブロウ 旧姓 氏 名 川根本三郎 寸又 生年月日 昭和35年4月1日 1月1日現在の住所 〒428-0313 川根本町上長尾 7890 現在の住所 〒	96,000 円	24,000 円	72,000 円	令和 00 年 7 月 1 日	8 月分から (月 日納期分) 特別徴収を開始します。

異動理由
 ① 入社したため
 ② 本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため
 ③ その他 ()

注意事項
 1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。
 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。)
 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。
 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。)
 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

開始月は、この届出書を提出された月の翌月分からの開始を目安としてください。

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室 (電話 0547-56-2223)

※町記入欄	住民コード								
	異動区分	特徴・年特併							
	異動事由	普徴から特徴に切替							
	更正計算区分	就 職							
決定・開始									

※届出書は、就職や切替があった翌月の10日までに必着をお願いします。また、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

川根本町役場税務住民課税務室 TEL 0547-56-2223

控

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異動事由	1 入 社 年 月 日 2 本人希望 3 そ の 他
納付状況	普通徴収 期まで納付済
特徴開始月	月分より徴収予定

切り取り線

普通徴収から特別徴収への切替届出書

		※町記入欄		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度						
(あて先) 川根本町長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規				
令和 年 月 日 提 出	フリガナ 名 称					法 人 番 号						
	代表者の 職氏名					この届出 に係る 連絡先	係 氏名					
					電話				指定番号 事前通知	要・不要	納入書	要・不要
給 与 所 得 者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日		特別徴収開始予定日					
フリガナ		旧姓	普通徴収税額 (年税額)	普通徴収済額	未徴収税額							
氏 名												
生年月日		昭和・平成 年 月 日	円	期まで 納付済	円	令和 年 月 日		月分から (月 日納期分) 特別徴収を開始します。				
1月1日 現在の 住 所		〒										
現在の 住 所		〒		円								
異動理由		1. 入社したため 2. 本人（給与所得者）から特別徴収にする希望があったため 3. その他（ ）			普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可)		普 通 徴 収 での口座 振替	(不明の場合は省略可) 有 ・ 無			
注意事項		1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。										

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室
(電話 0547-56-2223)

※ 町 記 入 欄	住民コード							
	異動区分	特徴・年特併						
	異動事由	普徴から特徴に切替						
	更正計算区分	就 職						
	決定・開始	／ ・電算入力						

控

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異動事由	1 入 社 年 月 日 2 本人希望 3 そ の 他
納付状況	普通徴収 期まで納付済
特徴開始月	月分より徴収予定

切り取り線

普通徴収から特別徴収への切替届出書

		※町記入欄		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度						
(あて先) 川根本町長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規				
令和 年 月 日 提 出	フリガナ 名 称					法 人 番 号						
	代表者の 職氏名					この届出 に係る 連絡先	係 氏名					
					電話				指定番号 事前通知	要・不要	納入書	要・不要
給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)		(イ) 普通徴収済額		(ウ) 未徴収税額		異動年月日		特別徴収開始予定日		
フリガナ	旧姓											
氏 名												
生年月日	昭和・平成 年 月 日	円		期まで納付済		円		令和 年 月 日		月分から (月 日納期分) 特別徴収を開始します。		
1月1日 現在の 住 所	〒											
現在の 住 所	〒											
異動理由	1. 入社したため 2. 本人（給与所得者）から特別徴収にする希望があったため 3. その他（ ）					普通徴収分 納税通知書 番号		(不明の場合は省略可)		普 通 徴 収 での口座 振替		(不明の場合は省略可) 有 ・ 無
注意事項	1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。											

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室
(電話 0547-56-2223)

※ 町 記 入 欄	住民コード							
	異動区分	特徴・年特併						
	異動事由	普徴から特徴に切替						
	更正計算区分	就 職						
	決定・開始	／ ・電算入力						

提出日

年 月 日

個人番号

氏名

異動事由

1 入 社
年 月 日
2 本人希望
3 そ の 他

納付状況

普通徴収
期まで
納付済

特徴開始月

月分より
徴収予定

切り取り線

控

普通徴収から特別徴収への切替届出書

		※町記入欄		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(あて先) 川根本町長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒		
令和 年 月 日 提出			フリガナ 名 称			
			代表者の 職氏名			
			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		
			法 人 番 号			
			この届出に係る 連絡先	係氏名		
				電話		
			指定番号 事前通知	要・不要	納入書	要・不要
		給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額	(ウ) 未徴収税額
		フリガナ	旧姓			
		氏 名				
		生年月日	昭和・平成 年 月 日	円		円
		1月1日 現在の 住 所	〒		期まで 納付済	
		現在の 住 所	〒		円	
		異動理由	1. 入社したため 2. 本人（給与所得者）から特別徴収にする希望があったため 3. その他（ ）		普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可)
		注意事項	1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。			

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室
(電話 0547-56-2223)

※町記入欄	住民コード							
	異動区分	特徴・年特併						
	異動事由	普徴から特徴に切替						
	更正計算区分	就 職						
	決定・開始	／ ・電算入力						

10. 令和6年度 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額差引簿

市 名			特別徴収人員	年税額		月割額		特別徴収義務者指定番号	
						6月分	7月以降分		
川 根 本 町			人	円	①	円	②	円	
月割	月割額 (ア)	退職所得に 係る徴収額 (イ)	異動又は税額変更による増減		差引納入額 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	特別徴収 人 員	異動理由及び氏名	納入期限	
			増 額 (ウ)	減 額 (エ)					
6月	①	円	円	円	円	人		令和 年 月 日	
7月	②				③			令和 年 月 日	
8月	③				④			令和 年 月 日	
9月	④				⑤			令和 年 月 日	
10月	⑤				⑥			令和 年 月 日	
11月	⑥				⑦			令和 年 月 日	
12月	⑦				⑧			令和 年 月 日	
1月	⑧				⑨			令和 年 月 日	
2月	⑨				⑩			令和 年 月 日	
3月	⑩				⑪			令和 年 月 日	
4月	⑪				⑫			令和 年 月 日	
5月	⑫							令和 年 月 日	
合計									

特別徴収義務者の控えとして御活用ください

町より変更通知が送達された場合は月額割（税額の現計）を照合してください
6，7月分月額割の増減は本表上段の月額割に対する増減を、8月分以降は前月に対する増減を記入してください
退職・転勤等の異動があったときは、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届」を提出してください